

【保証料補給について】

◆盛岡市商工振興資金

○保証料率と保証料補給率(無担保)										単位：パーセント	
保証料率	1. 700	1. 550	1. 350	1. 200	1. 050	0. 900	0. 800	0. 600	0. 450		
保証料補給率	1. 200	1. 100	0. 950	0. 850	0. 850	0. 700	0. 600	0. 400	0. 250		
お客様負担率	0. 500	0. 450	0. 400	0. 350	0. 200	0. 200	0. 200	0. 200	0. 200		

※有担保については、岩手県信用保証協会の定めにより、無担保の場合の保証料率から一律年0.1%を減じた率とします。
※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者である旨の認定を受けた場合(セーフティネット)は保証料を全額補給します。（注1）

◆岩手県商工観光振興資金

○岩手県商工観光振興資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料率に応じて市が保証料の一部補給を行います。補給率は下表の中段のとおりです。

○保証料率と保証料補給率(無担保)										単位：パーセント	
保証料率	1. 500	1. 350	1. 200	1. 100	0. 950	0. 800	0. 800	0. 600	0. 450		
保証料補給率	0. 300	0. 200	0. 100	0. 050	0. 050	0. 000	0. 000	0. 000	0. 000		
お客様負担率	1. 200	1. 150	1. 100	1. 050	0. 900	0. 800	0. 800	0. 600	0. 450		

※有担保については、岩手県信用保証協会の定めにより、無担保の場合の保証料率から一律年0.1%を減じた率とします。
※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者である旨の認定を受けた場合(セーフティネット)は保証料を全額補給します。（注1）

◆岩手県小規模小口資金

○岩手県小規模小口資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料率に応じて市が保証料の一部補給を行います。補給率は下表の中段のとおりです。

○保証料率と保証料補給率(無担保)										単位：パーセント	
保証料率	1. 500	1. 350	1. 200	1. 100	0. 950	0. 800	0. 800	0. 600	0. 450		
保証料補給率	0. 500	0. 400	0. 300	0. 250	0. 250	0. 100	0. 100	0. 000	0. 000		
お客様負担率	1. 000	0. 950	0. 900	0. 850	0. 700	0. 700	0. 700	0. 600	0. 450		

※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者である旨の認定を受けた場合(セーフティネット)は保証料を全額補給します。（注1）

◆岩手県特別小口資金 ◆岩手県中小企業経営安定資金(原油高対策) ◆岩手県中小企業成長応援資金

○岩手県特別小口資金・岩手県中小企業安定資金(原油高対策)・岩手県中小企業成長応援資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料を全額補給します。（注1）

(注1) 事業者選択型経営者保証非提供制度の利用に伴う保証料補給について

事業者選択型経営者保証保証非提供制度要綱（令和6年1月18日中小企業庁第15号）の5の規定により、経営者保証を不要とするため保証料率を上乗せした部分については、保証料を補給しません。

◆その他

○盛岡市内の伝統産業事業者、または盛岡市産業支援センター・盛岡市産学官連携研究センター・盛岡市新事業創出支援センターに入居している事業者で、市長の認定を受けた者が「市で保証料補給を行う資金」を利用する場合は、市にて保証料を全額補給します(注1)。なお、伝統産業事業者とは南部鉄器、岩谷堂箆笥、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームスパン等の伝統産業に係る事業を営む者、または市長が認めた者をいいます。

【中小企業者とは】

盛岡市商工振興資金の融資の対象となる“中小企業者”とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号並びに第1号の2及び第3号に該当する者をいいます。具体的には次の表のとおりです。ここで「資本の額又は出資の総額」と「従業員の数」については、どちらか一方の要件を満たしている必要があります。

(表1)			(表2)		
業種（表2の業種を除く。）	資本の額又は出資の総額	従業員の数	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
製造業、土石採取業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業など	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下			
サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下

【問合せ先】 ※融資の申込先は取扱金融機関の窓口です。

- ◆盛岡市商工振興資金について盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課 工業振興係 Tel 019-626-7538
盛岡市若園町2番18号（若園町分庁舎1階）
- ◆岩手県制度融資について岩手県商工労働観光部 経営支援課 Tel 019-629-5542

令和7年度（令和7年10月）

盛岡市中小企業融資制度
ご 案 内



盛岡市商工労働部ものづくり推進課

盛岡市中小企業融資制度

令和7年10月
盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課 工業振興係 TEL 019-626-7538

◇融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査があり、審査の結果ご希望に添えないことがあります。
◇融資の使途が市の区域外にある事業所に充てられる場合の保証料は補給しません。

資金の種類		貸付対象者	使途	金額	返済期間 (据置期間)	利率	保証料率 保証料補給率	連帯保証人 担保 返済方法	申込先・必要書類
商 工 振 興 資 金	中小企業者 年末資金	【年末（11月及び12月）において中小企業者に対して融資する資金】 A 融資の申込みの日において引き続き1年以上市の区域内に住所を有していること。 B 融資の申込みの日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 C 納期の到来した市町村税を完納していること。 D 貸付実行期間が11月1日から12月25日までであること。	運転	500万円以内	11月1日から翌 年の3月25日ま で	【利率】年2.9%以内 ※ただし、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合…年2.8%以内 【市からの利子補給】年1.5%	【保証料率】 ◆無担保…年0.45～1.7% ◆有担保…無担保の場合の保証料率から一律年 0.1%を減じた率とする。 ◆セーフティネット保証 1号～4号及び6号の利用者…年0.9% 5号・7号及び8号の利用者…年0.8%	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要	【申込先】 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、 盛岡信用金庫の各本店、支店 【必要書類】 融資申込書、納税証明書、資産証明書、印鑑証明書 連帯保証人の資産証明書・印鑑証明書 （個人企業）青色申告している個人企業の場合は、申告書の写し （法人企業）定款、登記簿謄本、決算書、試算表 【その他の必要書類】 （開業資金）事業計画書、勤務経験を証明するもの （設備経費）見積書、図面等 （貸借店舗の増改築）賃貸借契約書の写し、 所有者の増改築承諾書 （許認可の必要な業種）許認可証の写し （酒類を提供する飲食業）風俗営業の許可を受けていない宣誓書 ※岩手県信用保証協会の信用保証の対象外の業種は融資の対象になりませ ん。
	開業資金	【新たに事業を営もうとする個人、又は新たに事業を営んだ日から起算して1年を経過する日 までの間にある中小企業者に対して融資する資金】 上記Cのほか E 市の区域内において事業を営み、又は営もうとする者であること。 F 現に営み、若しくは営もうとする事業に関し、適切かつ明確な事業計画を有していること。 G 現に営み、若しくは営もうとする事業が、法律に基づく資格を有することを要するもので あるときは、既にその資格を有していること。 H 現に営み、若しくは営もうとする事業が、許認可を要するものであるときは、既にその許 認可を受けている者又は許認可を受けることが確実な者であること。 I 法人にあっては、既に法人格を取得していること。 J 融資の申込みの時点において開業資金の融資を受けていないこと。	運転 設備	1,000万円以内	7年以内 （1年以内）	【利率】 ◆返済期間3年以内 年2.9%以内 ◆返済期間3年超 年3.1%以内 ※ただし、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合 ◆返済期間3年以内 年2.8%以内 ◆返済期間3年超 年3.0%以内	【市からの保証料補給率】 ◆無担保・有担保…年0.25～1.2% ◆セーフティネット保証の利用者…全額補給	【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。 【返済方法】 原則として割賦返済 （1年以内は一括返 済も可）	
組 合 等 振 興 資 金	組合貸	【市の区域内の組合（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合）に対 して融資する資金】 ○納期の到来した市税を滞納していないこと。	運転 設備	1億円以内	▽運転7年以内 （1年以内） ▽設備10年以内 （2年以内）	商工中金の所定利率から0.2%引き下げた利 率以内	【保証料率】 ◆無担保…年0.45～1.7% ◆有担保…無担保の場合の保証料率から一律年 0.1%を減じた率とする。	商工中金盛岡支店の 条件による。	【申込先】 商工組合中央金庫盛岡支店 ※必要に応じて信用保証を付すものとする。 （利率は年0.2%引き下げとなる。）
	構成員貸	【市の区域内の組合（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合）の構 成員に対して融資する資金】 ○納期の到来した市税を滞納していないこと。	運転 設備	6,000万円以内		商工中金の所定利率から0.2%引き下げた利 率以内			

◇商工振興資金を利用する方で、市長の認定を受けた者は保証料を全額補給します。（詳細裏面「◆その他」）

利用者が市から支援を受けることができる岩手県中小企業融資制度

（下記制度利用者で一定の要件を満たしている場合は盛岡市から保証料補給を受けることができます。）

資金の種類		貸付対象者 保証料補給要件	使途	金額	返済期間 (据置期間)	利率	保証料率 保証料補給率	連帯保証人 担保	取扱金融機関・申込先
岩 手 県 中 小 企 業 融 資 制 度	商工観光 振興資金	【貸付対象者】県内に事業所を有する中小企業者 【保証料補給要件】 A 融資の申込みの日において引き続き1年以上市の区域内に住所を有していること。 B 融資の申込みの日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 C 納期の到来した市町村税を完納していること。 【保証料補給範囲】 ○補給対象融資額 3,000万円以内 ○返済期間 運転経費7年以内（据置1年以内含む） 設備経費10年以内（据置2年以内含む） （※上記範囲を超える場合は保証料補給対象となりません。）	運転 設備	運転…5,000万円以内 設備…1億円以内 【市から保証料補給 を受ける場合】 運転・設備 3,000万円以内	▽運転10年以内 （1年以内） ▽設備15年以内 （2年以内） 【市から保証料 補給を受ける場合】 ▽運転7年以内 （1年以内） ▽設備10年以内 （2年以内）	【変動金利（貸出時点上限付き）】 ◆返済期間3年以内…年2.3%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.5%以内 ◆返済期間10年超15年以内…年2.7%以内 ただし、融資実行後、融資実行金融機関の短期 プライムレートが変動した場合は、その変動 幅分を変動させる。 ※1年以内の手形貸付の場合は、固定。 ※セーフティネット保証1号～4号及び6号を 利用した場合は、0.1%減じた率とする。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証 1号～4号及び6号の利用者…年0.7% 5号・7号及び8号の利用者…年0.6% ※ 「いわて子育てにやさしい企業等」認定企 業、いわて女性活躍認定企業及び「いわて働き 方改革推進運動」参加企業並びに「消防団協力 事業所表示制度」により総務省消防庁又は市町 村から認定を受けた企業に対しては、年0.05% の割引き。 【市からの保証料補給率】 ◆無担保・有担保…年0.05～0.3% ◆セーフティネット保証の利用者…全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 【申込先】 取扱金融機関
	中小企業 経営安定資金 (原油高対策)	【貸付対象者】次のいずれにも該当する者 ①原油等の仕入価格が10%以上上昇していること ②原油等の仕入価格が、売上原価の10%以上を占めること ③原油等の仕入価格上昇を、製品販売価格に転嫁できていないこと 【保証料補給要件】上記A B Cの要件を満たしているほか、D 融資額中、旧債務の借り換えを 除く新規融資額が1/2以上を占めること。	運転	8,000万円以内	15年以内 （3年以内）	◆返済期間3年以内…年2.5%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.7%以内 ◆返済期間10年超15年以内…年2.9%以内 ※ただし、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合は、0.1%減じた率とす る。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証等の利用者…年0.6～ 0.7% 【市からの保証料補給率】 全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。	【取扱金融機関】 普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合 岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合 花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合 【申込先】 商工会議所、商工会の認定後、取扱金融機関 （緊急の場合は取扱金融機関）
	小規模 小口資金	【貸付対象者】県内に事業所を有する小規模企業者（従業員数が20人（商業・サービス業は5 人。ただし、宿泊業及び娯楽業にあっては20人）以下の会社、個人） 【保証料補給要件】上記A B Cの要件を満たしていること。	運転 設備	2,000万円以内(た だし、保証付融資残高 との合計で2,000万円 以内の新規保証に限 る)	▽運転5年以内 （1年以内） ▽設備7年以内 （1年以内）	◆返済期間3年以内…年2.35%以内 ◆返済期間3年超…年2.55%以内	【保証料】年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証の利用者…年0.7% 【市からの保証料補給率】 ◆年0.1～0.5% ◆セーフティネット保証の利用者…全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 不要	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 信用組合 【申込先】 商工会議所、商工会 （緊急の場合は取扱金融機関）
	特別小口資金	【貸付対象者】県内に事業所を有する小規模企業者（従業員数が20人（商業・サービス業は5 人。ただし、宿泊業及び娯楽業にあっては20人）以下の会社、個人）のうち、所得税、事業税 等の完納者で保証債務残高のない会社、個人 【保証料補給要件】上記A B Cの要件を満たしていること。	運転 設備	2,000万円以内		◆返済期間3年以内…年2.4%以内 ※ NPO法人は年2.5%以内 ◆返済期間3年超…年2.6%以内 ※ NPO法人は年2.7%以内	【保証料】年0.7% ※ NPO法人は年0.6% 【市からの保証料補給率】 全額補給	不要	
	中小企業 成長応援資金 (成長応援)	【貸付対象者】次のいずれかに該当する者 ①1年以内に常時使用する従業員を新たに1 名以上雇用する計画がある者 ②売上高が直近決算と比較して単年度で概ね3%以上又は3年間で概ね9%以上増加する計画が ある者 ③経常利益が直近決算と比較して増加する計画がある者 ④新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う計画がある者 ⑤異業種進出の計画がある者 ⑥経営革新計画について知事の認定を受けた者 【保証料補給要件】上記A B Cの要件を満たしていること。	運転 設備	5,000万円以内	10年以内 （2年以内）	◆返済期間3年以内…年2.5%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.7%以内 ※ただし、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合は、0.1%減じた率とす る。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証の利用者…年0.6～ 0.7% ◆経営革新関連保証…年0.6% 【市からの保証料補給率】 全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 必要に応じて徴求	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 【申込先】 取扱金融機関
	中小企業 成長応援資金 (事業承継)	【貸付対象者】中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条の規定により経済産 業大臣から認定を受けた中小企業者の代表者個人 【保証料補給要件】上記A B Cの要件を満たしていること。	運転 設備	8,000万円以内					

◇上記県単融資制度の保証料補給対象者で、市長の認定を受けた者は保証料を全額補給します。（詳細裏面「◆その他」）